

第 2 期「高知県消費者教育推進計画」の策定について（案）

【現計画の概要】

1	計画の策定 平成 29 年 3 月
2	計画期間 平成 29 年度～令和 4 年度までの 6 年間（令和 2 年 3 月に中間見直し）
3	目的 被害に遭わない自立した消費者にとどまらず、よりよい社会の発展に寄与する消費者を育成するために、市町村や学校教育、関係団体など様々な主体との連携・協働のもと、消費者教育を総合的、体系的に推進していくことを目的として策定
4	位置づけ 消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）第 10 条第 1 項に基づく計画
5	重点施策 ○高齢者の消費者被害の防止 ○若者（高校、大学生等）に対する消費者教育の推進 ○消費者被害・トラブルを潜在化させない取組の推進 ○インターネット利用に伴うトラブルへの対応強化

【第 2 期計画の概要】

- 第 2 期計画の策定時期
令和 5 年 3 月を予定
- 計画期間
令和 5 年度～11 年度の 7 年間
※国の消費者教育基本方針が今年度に改定を予定。このため、期間は変更の可能性があります。
- 重点施策
現計画の重点施策に加え、
 - ・エシカル消費（よりよい社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動）の推進
 - ・自然災害等の緊急時への対応
 を新たに加えることを検討
- 検討体制
高知県消費者教育推進地域協議会（H26 年 1 月～高知県消費生活審議会を同協議会に位置づけ）の委員により検討
- 策定スケジュール

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
第 1 回消費生活審議会		県民意識調査	←→		第 2 回消費生活審議会(予定)	12月県議会に報告	第 3 回消費生活審議会(予定)	パブリックコメント	←→	第 4 回消費生活審議会(書面)	第 2 期計画の改定